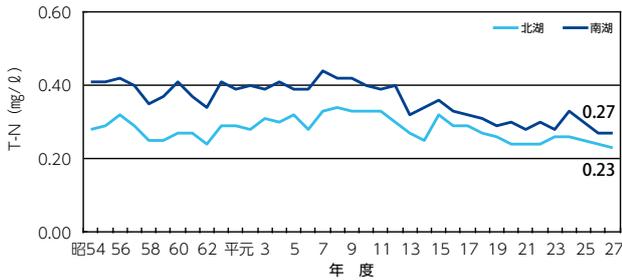


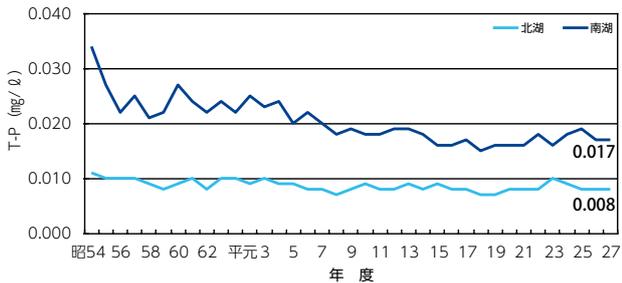
■全窒素(T-N)

北湖では、0.23mg/ℓと平成26年度並の値でした。
南湖では、0.27mg/ℓと平成26年度並の値でした。



■全りん(T-P)

北湖では、0.008mg/ℓと平成26年度並の値でした。
南湖では、0.017mg/ℓと平成26年度並の値でした。



■平成27年度琵琶湖水質の概要
(審議会への報告概要)

平成27年度の琵琶湖表層の水質は、CODが平成10年度以降高止まり傾向にあった北湖において平成25年度および平成26年度に引き続き低い値となりました。これは、植物プランクトンが少なかったことや降水量の増加等が要因として考えられます。

また、全窒素および全りんなどの栄養塩濃度、プランクトンの発生状況から、富栄養化の進行は引き続き抑制されていると考えられます。

●琵琶湖の環境基準

琵琶湖の環境基準は、生活環境項目のうち、pH、COD、SS、DO(溶存酸素)、大腸菌群数についてはAA類型が、T-N、T-PについてはII類型が適用されます。

琵琶湖ではpH、COD、SS、DO、大腸菌群数を調査する環境基準点として北湖4定点・南湖4定点を、T-N・T-Pを調査する環境基準点として北湖3定点・南湖1定点を設定しており、それら定点の水質で評価しています。平成27年度における達成状況は次のとおりでした。

◆生活環境項目に係る環境基準の達成状況(平成27年度)

基準値	pH	COD	SS	DO	大腸菌群数
	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mL以下
北湖 (4 定点)	42/48 (未達成)	2.8 (未達成)	24/48 (未達成)	48/48 (達成)	25/48 (未達成)
南湖 (4 定点)	38/48 (未達成)	4.6 (未達成)	4/48 (未達成)	46/48 (未達成)	10/48 (未達成)

基準値	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)
	0.20 以下	0.01 以下
北湖 (3 定点)	0.25 (未達成)	0.008 (達成)
南湖 (1 定点)	0.24 (未達成)	0.012 (未達成)

※ pH、SS、DO、大腸菌群数の達成状況は日間平均値が基準を達成した割合記載(延べ達成日数/延べ測定日数[4定点×1回/月×12月])。
※ CODは各環境基準点の75%値のうち、最も高い地点の値で判定。
※ T-N、T-Pは各環境基準点の年間平均値のうち、最も高い地点の値で判定。

北湖のDOは、すべての月で環境基準を達成していました。植物プランクトンや水草の光合成が春季から夏季に活発になったことなどから、pHが高くなり、環境基準を超える月がみられました。T-N、T-Pについては北湖のT-Pのみ環境基準を達成しました。

なお、健康項目については、不検出もしくは基準値を大きく下回り、環境基準を達成していました。

●環境基準

環境基本法に基づき、人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持することが望ましい環境の水質を国が定めたもので、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)の2種類があります。

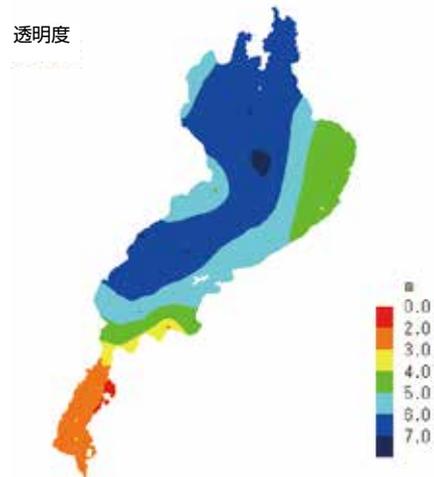
健康項目は、すべての地域で一律の基準値ですが、生活環境項目については、対象とする地域の立地条件や将来の利用目的などを考慮した「類型」という区分ごとに、それぞれ基準値が設定されています。

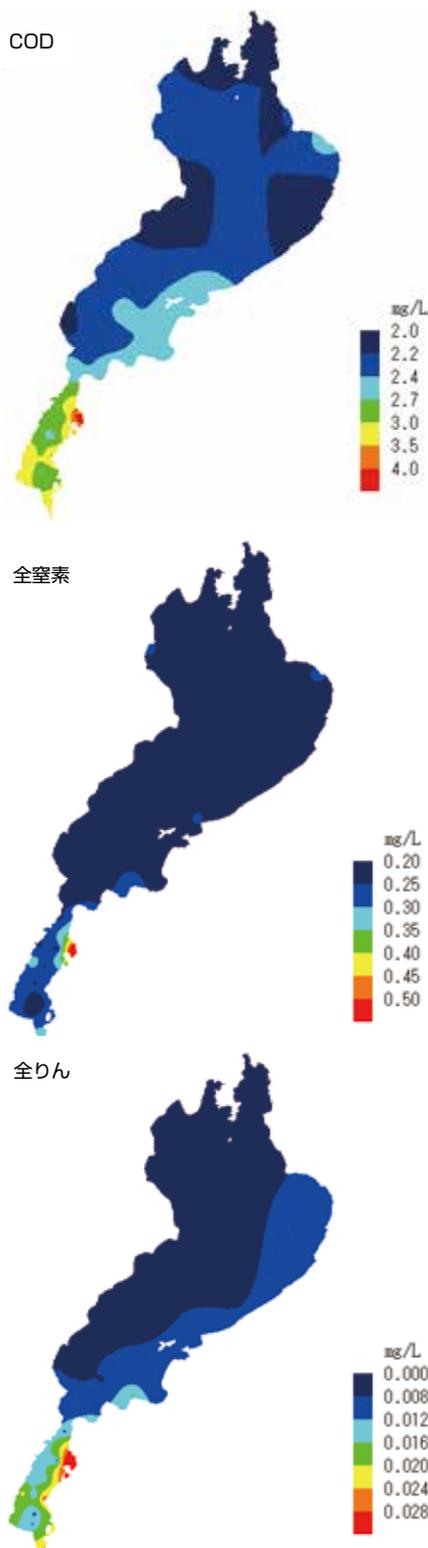
このため、生活環境項目については、どの類型にあてはめられているかによって、湖沼や河川ごとに基準値が決まります。

●琵琶湖水質の平面分布

琵琶湖水質の平面分布をみると、北湖中央部から北西部は他の水域に比べ、透明度が高く、COD、T-N、T-Pの値が低くなっています。一方、南湖(特に東部)では地形や人間活動などの影響により、透明度が低く、COD、T-N、T-Pの値が高くなっています。

■透明度、COD、T-N(全窒素)、T-P(全りん)の平面分布(平成27年度の年度平均値)





●琵琶湖の水深別水質調査

北湖の今津沖中央（水深約90m）、南比良沖中央（水深約60m）、南湖の唐崎沖中央（水深約4m）および矢橋帰帆島沖（水深約14m）の4地点において、毎月1回水深別の水質調査を実施しています。

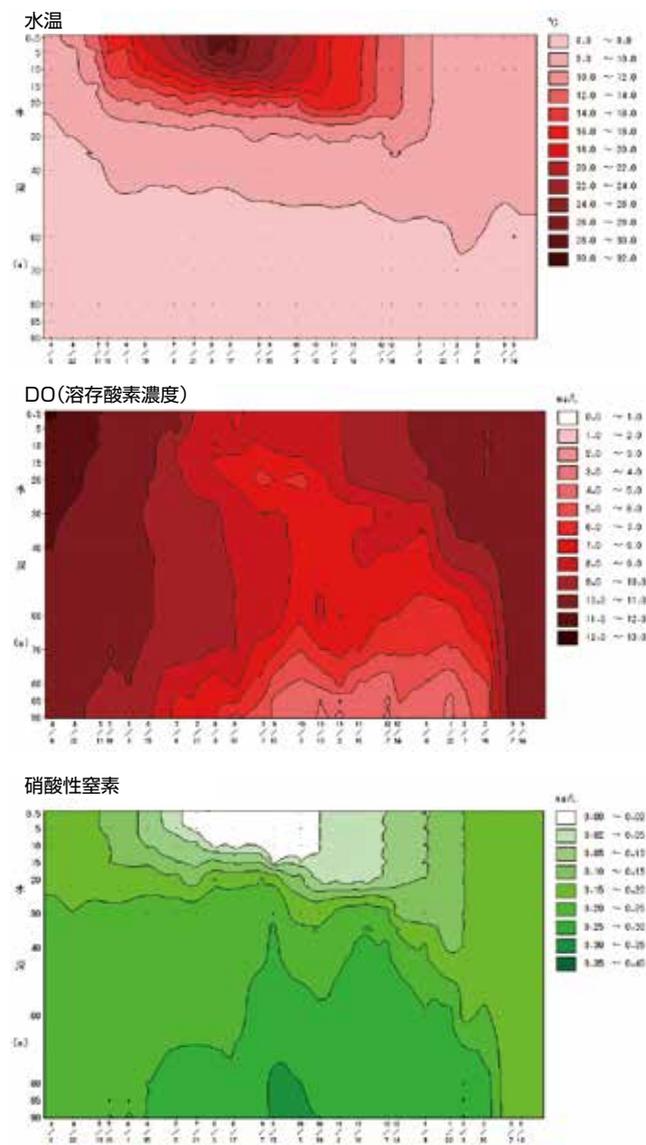
北湖では、例年、春季から初冬にかけて水温躍層が形成されています。水温躍層ができると、底層の溶存酸素（DO）が低下し、晩秋に最も低くなります。その後、冬季に湖水の全循環が起り、底層まで酸素が供給され、DOが回復します。

平成27年度の北湖の今津沖中央における底層のDOは、例年並の値で推移し、DOが2mg/ℓを下回る貧酸素の状況は確認されませんでした。

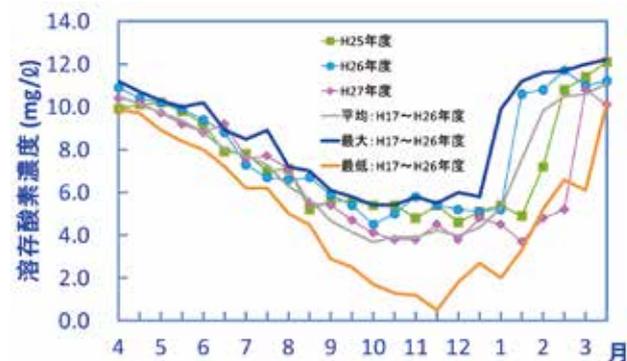
湖水の全循環は、例年より1か月程度遅い3月14日の調査時に確認し、底層のDOが回復しました〔3月14日調査時のDOは10.1mg/ℓ〕。

硝酸性窒素は、植物プランクトンの増殖に利用され、夏季の表層付近の濃度は低下し、検出されなくなります。一方、底層付近の濃度は、夏季から冬季にかけて高くなり、毎年このような周年変化がみられています。

■今津沖中央における水温、DO、硝酸性窒素の鉛直分布の年間変動(平成27年度)



■今津沖中央底層(水深約90mの湖底直上1m)における溶存酸素濃度の変動



● 新型 ROV(水中ロボット)による水深90m の湖底の映像

琵琶湖環境科学研究センターでは、平成24年に新型のROV(水中ロボット)を導入しました。琵琶湖北湖の湖底の様子などを鮮明な画像で撮影し、調査研究に活躍しています。



イサザやピワオオウズムシが見られます(平成28年5月撮影)

新型 ROV

● 水浴場水質調査結果

例年7月から開設される水浴場のうち、平成27年度は次表の主な9水浴場について、開設前および開設中の水質を調査しました。その結果、「不適」と判定される水浴場はありませんでした。また、0-157については、開設前および開設中のいずれの水浴場からも検出されませんでした。

■ 最近5年間の水浴場調査判定状況(開設前)

水浴場名	市町名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
松の浦	大津市	AA	A	AA	A	A
近江舞子	大津市	AA	AA	A	AA	A
なぎさ	守山市	B	B	B	B	B
宮ヶ浜	近江八幡市	B	A	AA	A	AA
新海浜	彦根市	B	B	B	B	AA
松原	彦根市	B	B	B	B	AA
南浜	長浜市	AA	AA	AA	AA	AA
二本松	長浜市	AA	AA	B	A	AA
マキノサニービーチ	高島市	AA	AA	AA	A	AA
判定別	AA	5	4	4	2	6
	A	0	2	1	4	2
	B	4	3	4	3	1

- AA(快適) : ふん便性大腸菌群数が不検出、油膜が認められない、CODが3mg/ℓ以下、透明度が1m以上
- A(適) : ふん便性大腸菌群数が100個/100mℓ以下、油膜が認められない、CODが3mg/ℓ以下、透明度が1m以上
- B(可) : ふん便性大腸菌群数が400個/100mℓ以下、常時は油膜が認められない、CODが5mg/ℓ以下、透明度が1m未満50cm以上

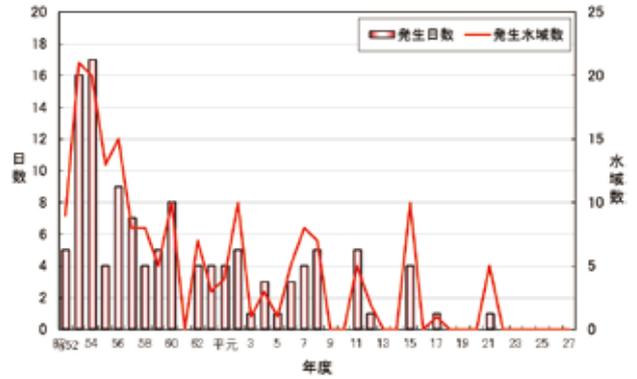
湖沼の富栄養化

〈琵琶湖政策課、琵琶湖環境科学研究センター〉

● 淡水赤潮

平成27年度は、ウログレナ・アメリカーナによる淡水赤潮の発生は確認されませんでした。

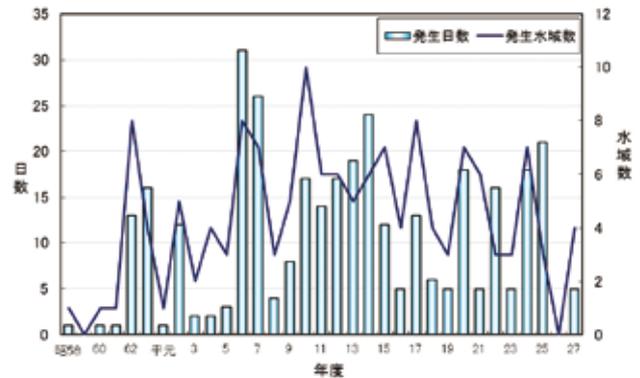
■ 淡水赤潮発生日数および水域数の経年変化



● アオコ(水の華)

平成27年度は、アオコは5日間4水域で発生が確認されました。

■ アオコ発生日数および水域数の経年変化



河川の水質

〈琵琶湖政策課〉

● 河川環境基準監視調査

琵琶湖・瀬田川に流入する主要な24河川と瀬田川を合わせた25河川に「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定をおこなっており、この25河川と環境基準が設定されていない6河川を合わせた31河川について、国土交通省近畿地方整備局、大津市と本県が共同で、環境基準の適合状況などを把握するため毎月1回、水質調査を実施しています。

■ 平成27年度調査結果の概要

①健康項目および要監視項目

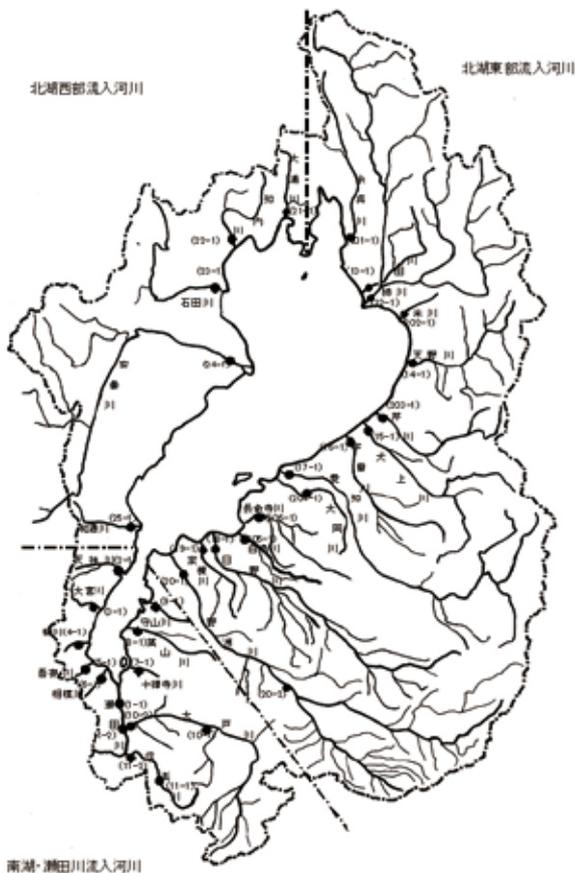
健康項目については、すべての調査地点において、全項目が不検出もしくは環境基準を下回り、環境基準を達成していました。

要監視項目については、すべての調査地点において、全項目が不検出もしくは指針値を下回りました。

②生活環境項目

BODについては、琵琶湖・瀬田川流入24河川のうち、21河川で環境基準を達成しました。pHについては17河川が、SSについては21河川が、DOについては21河川がすべての月で環境基準を達成しました。大腸菌群数の達成率は低く、すべての月で環境基準を達成した河川はありませんでした。

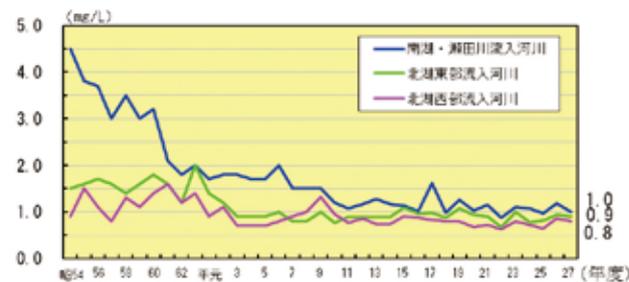
河川環境基準点および調査地点



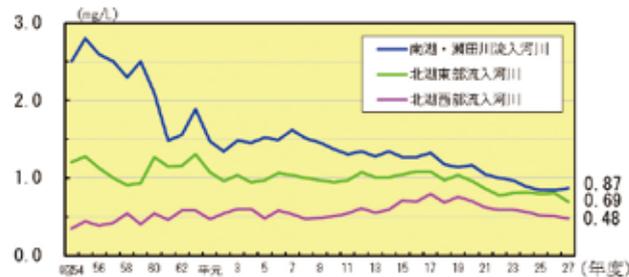
河川の水質の経年変化

河川のBOD、T-N、T-Pの経年変化をみると、近年は減少傾向または横ばい傾向となっています。

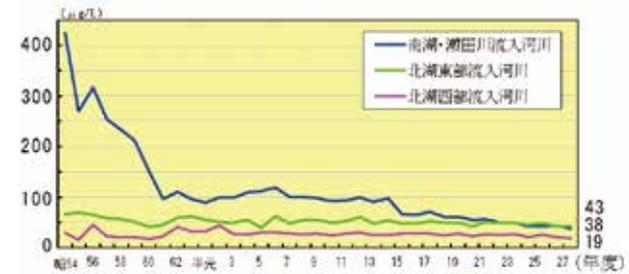
BOD



T-N



T-P



平成27年度における生活環境項目にかかる環境基準の達成状況

河川	類型	BOD (mg / ℓ)			達成状況 (達成回数 / 調査回数)				
		75% 値	基準値	達成状況	pH	SS (mg / ℓ)	DO (mg / ℓ)	大腸菌群数 (MP-N/100ml)	
南湖・瀬田川流入河川	天神川	A	1.1	2	○	○	○	○	3/12
	大宮川	A	1.0	2	○	○	○	○	4/12
	柳川	AA	0.9	1	○	11/12	○	○	0/12
	吾妻川	AA	1.1	1	×	○	○	○	0/12
	相模川	AA	1.3	1	×	○	○	○	0/12
	十禅寺川	A	2.0	2	○	○	11/12	9/12	0/12
	業山川	A	1.3	2	○	○	○	○	0/12
	守山川	A	1.4	2	○	11/12	○	○	1/12
	大戸川上流	A	1.0	2	○	○	○	○	5/12
	大戸川下流	A	0.9	2	○	○	○	○	4/12
北湖東部流入河川	信楽川上流	A	0.7	2	○	○	○	○	8/12
	信楽川下流	A	0.8	2	○	○	○	○	6/12
	姉川	AA	0.9	1	○	10/12	○	○	0/12
	田川	AA	1.1	1	×	○	○	○	0/12
	天野川	AA	1.0	1	○	○	○	○	0/12
	犬上川	AA	0.9	1	○	9/12	○	○	0/12
	宇曾川	B	1.3	3	○	○	○	○	6/12
	愛知川	AA	1.0	1	○	○	○	11/12	0/12
	日野川	A	1.2	2	○	○	11/12	○	2/12
	家棟川	B	1.3	3	○	○	11/12	○	5/12
北湖西部流入河川	野洲川下流	A	0.9	2	○	11/12	○	○	6/12
	野洲川中流	A	1.0	2	○	○	○	○	3/12
	大浦川	A	0.9	2	○	○	○	11/12	0/12
	知内川	AA	0.9	1	○	○	○	○	0/12
石田川	AA	0.9	1	○	11/12	○	○	0/12	
安曇川	AA	0.7	1	○	○	○	○	0/12	
和邇川	A	1.2	2	○	11/12	○	○	5/12	

※ BODの達成状況欄の○印は、75% 値が環境基準を達成したことを示す。
 ※ pH、SS、DO、大腸菌群数欄の○印は、全ての月で環境基準を達成したことを示す。

県内主要河川の水質目標の達成率(平成27年度)88%
 (※ BODの環境基準を達成した河川数÷24河川)

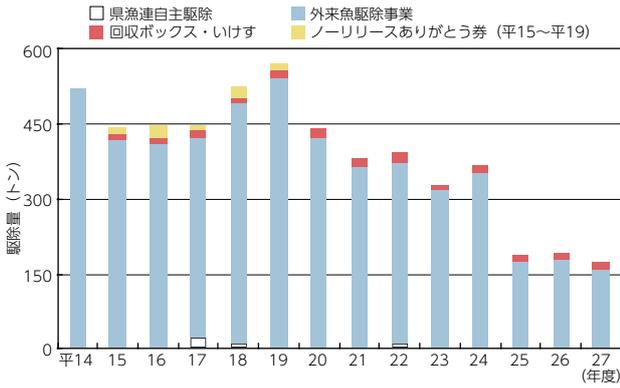
琵琶湖流域生態系の保全・再生

外来魚の駆除

〈水産課、琵琶湖政策課〉

外来魚(オオクチバス・ブルーギル)は、ニゴロブナやホンモロコなどの水産資源はもとより、水生動物を著しく食害し、琵琶湖独自の生態系に大きな歪みを生じさせ、漁獲量の極端な減産を引き起こす主要な要因の一つとなっています。このため、平成14年度から外来魚駆除事業を強化して実施し、毎年150~500トン程度の駆除を行っています。平成27年度には外来魚駆除促進対策事業等(漁業者による駆除)で146.1トンを駆除したほか、外来魚産卵期集中捕獲事業で5.6トン、オオクチバス大発生群繁殖抑制緊急対策事業で4.2トン、赤野井湾の在来魚復活事業で1.6トンの駆除を行いました。この他、県民など釣り人の取組により14.4トン(外来魚回収ボックス・いけすからの回収量)が駆除されました。

外来魚の駆除量



琵琶湖の水草

〈琵琶湖政策課〉

水草帯は、魚類の産卵や生息場所として、また鳥類の餌となるなど琵琶湖の生態系を形づくる重要な構成要素です。しかし、平成6年の大洪水以降、夏になると水草が大量に繁茂し、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う悪臭の発生など生活環境にも悪影響を与え、湖流の停滞や湖底の泥化の進行、溶存酸素の低下など自然環境や生態系に深刻な影響を与えています。

このため、水面近くの水草は、本県が保有する水草刈取船「スーパーかいつぶりⅡ」、「スーパーかいつぶりⅢ」および水草除去船「げんごろう」を用いた刈取事業を実施しています。また、平成23年度から、漁船と貝曳きの漁具を用いた水草の根こそぎ除去を実施しています。平成27年度は6,454tの水草を除去するなど、琵琶湖の環境改善に取り組んでいます。



げんごろう、スーパーかいつぶりⅡによる水草刈り取り



漁船と貝曳き漁具による水草の根こそぎ除去

琵琶湖漁業再生ステップアッププロジェクト事業

〈水産課、琵琶湖政策課〉

琵琶湖の水産資源を回復させるために、種苗放流による種づくりや、ヨシ帯・砂地造成などの場づくり、外来魚駆除などに取り組んでいます。こうした中で、「琵琶湖のゆりかご」と称される南湖では、十数年ぶりにホンモロコの産卵が確認されました。また、北湖ではアユの産卵量や、ホンモロコ・ニゴロブナの資源・漁獲が回復しつつあるなど、取り組みの効果が現れ始めています。

本事業では、これまでの取り組みをステップアップさせ、在来魚の産卵繁殖場・漁場としての最重要拠点である赤野井湾を含む南湖水域では、水草除去や外来魚駆除、種苗放流による在来魚介類資源の回復・漁場の再生を図ります。また、北湖水域では、在来魚介類の産卵繁殖場である河川、内湖、ヨシ帯、浅場の機能改善による天然水産資源の増大を図り、琵琶湖漁業の漁獲量1,600トン(外来魚除く)を目指します。



セタシジミ資源回復のための取組

〈水産課・水産試験場〉

琵琶湖固有種であるセタシジミは、「シジミの味噌汁」で親しまれています。最盛期には6,000トンの漁獲量がありましたが、漁場環境の悪化等により近年は100トンを超えるほどに低迷しています。

そこで、セタシジミ資源を回復させるため、小さな貝を採らない漁業者の自主的な取組、漁場環境改善技術の開発、エサが豊富な内湖等で養成して産卵量を増大させた親貝を琵琶湖の漁場に放流する技術開発を行っています。



●滋賀県ビオトープネットワーク長期構想

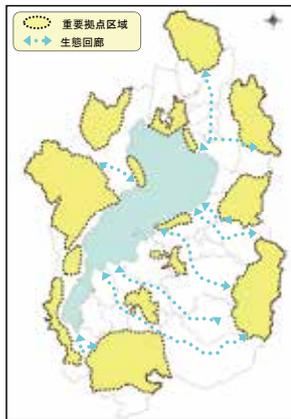
〈自然環境保全課〉

野生生物種の安定した存続を図り、将来の世代へと引き継いでいくためには、貴重な種の個体の保護や、一部の原生的な自然環境や優れた自然景観地を保護するのみでは、不十分です。

多くの野生動植物にとって主要な生息生育地である森林、琵琶湖、河川や人手の入った二次的自然である雑木林・水田を中心とした里地里山、大規模に開発された市街地の中に点在する身近な公園や社寺林などを含め様々なビオトープ（野生動植物の生息・生育空間）に重要拠点区域を設定し、保全を進めることが必要です。さらに、これらを核とし、それぞれの種の生態的特性に応じてそれらが生態回廊によってネットワーク化された県土づくりが求められます。

このため、野生動植物種の個体の生息および生育環境の保全および再生ならびにネットワークに関する長期構想を平成21年（2009年）2月に策定しました。

保全・再生・ネットワーク化の必要性と望ましい将来像を県、市町、NPO、事業者などの間で幅広く共有し、具体的な取組につながる契機となることを目指しています。



●水辺エコトーンマスタープラン

～湖辺域のビオトープの保全・再生に向けて～

〈琵琶湖政策課〉

生物多様性に富み、多くの生物が生息する湖辺域の推移帯（エコトーン）を生態系の重要な場所として位置づけ、ビオトープのネットワーク形成を目的に、保全・再生に関する基本方針などを示した「水辺エコトーンマスタープラン」を策定し、ビオトープネットワーク拠点の再生モデルとして、内湖のもつ生態系保全機能や水質保全機能などを活かした内湖再生の実現に向け取り組んでいます。

●内湖再生全体ビジョン

～価値の再発見から始まる内湖機能の再生～

〈琵琶湖政策課〉

内湖は、古来、暮らしの中で利用されるとともに、琵琶湖固有の動植物、特にコイ科魚類を中心とした在来魚の産卵や仔稚魚の成育の場として重要な役割を果たしてきました。

しかし、干拓や埋め立てなどの開発により、こうした機能を持つ多くの内湖が失なわれました。

その結果、現在の琵琶湖流域では、在来魚介類の減少、植物プランクトン種などの生物多様性の低下や汚濁物質の琵琶湖への直接流入など、様々な影響が現れています。

こうした現状を踏まえ、全ての内湖を対象に、本来、一対の関係にある内湖と琵琶湖の豊かな生態系を回復するとともに、内湖・琵琶湖と人とのより良い関係を築くため、そこに至るまでの道筋を示すものとして、「内湖再生全体ビジョン」を策定しました。

●早崎内湖再生事業

〈琵琶湖政策課、農政課、水産課、耕地課、流域政策局、湖北環境事務所、湖北農業農村振興事務所、長浜土木事務所、水産試験場〉

内湖機能再生の可能性を検討するため、平成13年（2001年）より早崎内湖干拓地の一部20haを試験湛水し、住民、NPOなどで構成する協議会を中心に内湖の生態系機能に関するモニタリング調査などを実施しています。

これまでの調査の結果、植物、鳥類などにとって極めて良好な生息環境になっていることがわかってきました。

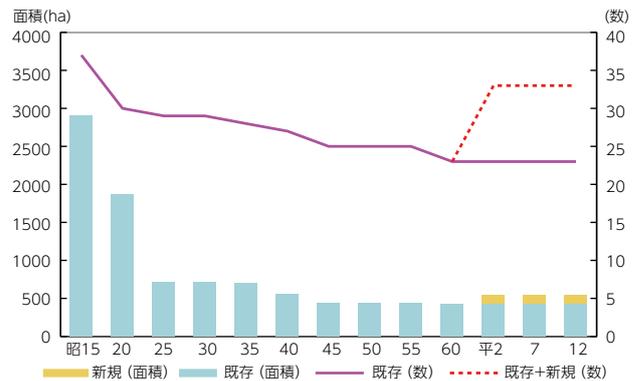
平成19年（2007年）には、湛水区域の北区と琵琶湖を接続させ、水の行き来ができるようになり、魚数が増え、特にフナ類が多く確認されています。

今後は、モニタリング調査結果等を踏まえ、内湖のもつ生態系保全機能を活かした内湖を再生し、琵琶湖生態系の回復につなげていきます。



早崎内湖湛水地

◆内湖数および面積の変化

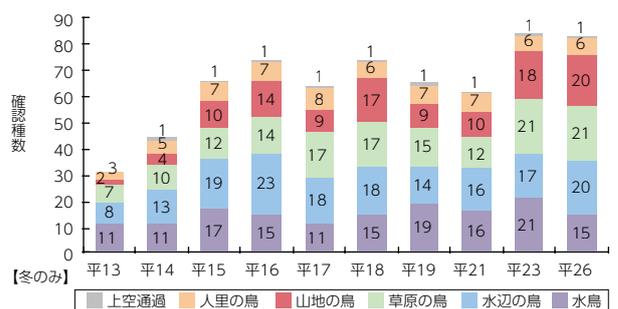


◆早崎内湖再生事業モニタリング調査経年変化

植物確認種数



鳥類確認種数





ヨシ群落の保全

琵琶湖とその周辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であり、生態系の保全にも役立っています。

このヨシ群落を積極的に保全するため、平成4年(1992年)に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を定めました。平成22年(2010年)には新たな「ヨシ群落保全基本計画」を決定し、ヨシ群落の健全な育成を県民などとの協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な利活用を図ることとしています。

この条例は、次の3つの柱から成り立っています。

ヨシを守る

保全が必要な場所をヨシ群落保全区域に指定してヨシ群落を守ります。



ヨシの刈り取り

ヨシを育てる

自然の回復力を活かした方法でヨシの増殖・再生を図り、清掃やヨシの刈り取りを実施しています。

ヨシを活用する

私たちの生活の中でヨシを活用できるように調査・研究するとともに、ヨシ群落を環境学習や自然観察の場として活用できるよう啓発しています。

暮らしとびわ湖の関わりの再生

琵琶湖ルールへの取組

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低

減を図るため、平成15年(2003年)4月から「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を施行し、琵琶湖でのレジャーのルール(琵琶湖ルール)の定着を進めています。平成23年(2011年)3月には条例を改正し、航行規制水域の類型の新設、適合原動機搭載艇への適合証の表示義務、罰則の新設等を定めました。

ルール1 プレジャーボートの航行規制

湖岸の集落などへの騒音防止や水鳥の生息環境を保全する水域に加え、プレジャーボートの曳き波から水産動物の増殖・養殖場などへの被害を防止する水域、水上オートバイの迷惑行為から良好な利用環境を確保する水域を指定し、これら水域内でのプレジャーボートの航行を規制しています。航行規制水域はブイや看板で明示し、監視をしています。



(航行規制水域:平成28年(2016年)3月31日現在26箇所)

ルール2 従来型2サイクルエンジンの使用禁止

プレジャーボートの排気ガスに含まれる炭化水素および窒素酸化物による水質への影響を低減するため、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止しています。「燃焼室に直接燃料を噴射する方式」、「燃料の噴射を電子的に制御し、かつ、触媒により排出ガスを浄化する方式」の環境対策型2サイクルエンジンは使用できます。

ルール3 適合証の表示義務

従来型2サイクルエンジンの使用禁止を徹底し、エンジンが条例に適合しているかどうかを識別するため、琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、適合原動機搭載艇であることを示す本県が交付する適合証の表示が必要です。

ルール4 外来魚(ブルーギル、ブラックバス)のリリース禁止

釣りというレジャーの面から、外来魚を減らして、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリース(再放流)を禁止しています。湖岸や漁港に回収ボックスや回収いけすを設置し、外来魚の駆除を進めています。

また、全国の小中学生を対象に、外来魚の駆除に協力してもらおう「びわこルールキッズ」や、企業・団体・個人を対象に「外来魚駆除協力事業」への参加を募集するほか、新たな取組として、年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力いただける釣り人を募集する「外来魚釣り上げ名人事業」を実施するなど、県民や釣り人などの協力を得て外来魚の駆除を進めています。



外来魚回収風景



外来魚駆除釣り大会

ルール5 地域の取組への支援

深夜の花火やごみ投棄などの迷惑行為の解決や、地域の状況に応じた適切なプレジャーボートの利用を進める

ため、長浜港や近江舞子などでは、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の实情に即したローカルルールを策定しています。本県はこれを認定し、地域による広報監視活動を支援しています。

●取り戻せ！つながり再生モデル構築事業

〈琵琶湖政策課〉



平成23年度に改定したマザーレイク21計画では、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」を2本柱として位置づけており、県内でも身近な水環境のつながりの再生に向けた取組が進められています。

しかし、地域では取組の実施にあたって、何をどのように進めていけばいいのか模索している状況も多いと考えられます。この「取り戻せ！つながり再生モデル構築事業」では、そうした問題を解消し、実現可能な取組につなげていくために、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有するための協議会を県内3か所に設けて、その上で、つながり再生へのプラン(計画)を策定することとしました。

各地域が抱えていた課題の質や量、これまでの取組状況が異なる中で、水環境と人とのつながりを再生するために、水環境を改善する実現可能な計画を地域のみなさんと協働で策定することができました。今後も引き続き、水環境と人とのつながり再生に向けて、取り組んでいきたいと考えています。(取組結果の詳細)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/biwako/files/result2.pdf>

●「びわ湖の日」の取組

〈琵琶湖保全再生課〉

■「びわ湖の日」について

本県では環境基本条例により、7月1日を「びわ湖の日」と定めています。昭和52年(1977年)の琵琶湖での赤潮大発生を契機とする県民の皆さんによる石けん運動の盛り上がりなどを背景に、昭和55年(1980年)7月1日に富栄養化防止条例を施行し、その翌年には、条例施行日の7月1日を「びわ湖の日」と決めました。現在では、県内一斉に琵琶湖周辺の清掃活動が行われるなど、琵琶湖を守り、琵琶湖に思いを寄せる象徴的な日となっています。

■「食」を通じた琵琶湖の魅力発信

株式会社セブン・イレブン・ジャパンと連携し、「びわ湖の日」に関連する商品を開発・販売いただきました。また、株式会社平和堂およびイオンリテール株式会社のご協力のもと、湖魚や近江米などの県産食材のコーナーを設置していただくことで、「食」を通じた琵琶湖との関わりを深めることができました。



地域の特産品を使用したおにぎり(セブン・イレブン県内店舗で販売)



滋賀県産食材コーナー(平和堂、イオン県内店舗で設置)

■琵琶湖博物館を通じた琵琶湖の魅力発信

平成28年(2016年)7月14日の琵琶湖博物館リニューアルオープンについて、セブン・イレブン店舗等での発信を行ったほか、琵琶湖疏水のほとりにある京都市の中学校の生徒に、琵琶湖博物館において外来魚解剖の体験などをさせていただきました。

●特産マス類資源の保全と活用に関する調査・研究

〈水産試験場〉

琵琶湖の固有種ビワマスや県内の河川上流部に生息するイワナやアマゴなどは、滋賀県の幸として食卓にのぼったり、溪流釣りなどで自然や生きものとのふれあいの機会を私たちに与えてくれます。

近年、ビワマスをもっと身近に、周年、美味しく食べていただけるように、早く大型に成長し肉質が安定する養殖技術が実用化されたことから、養殖ビワマスのさらなる高品質化とその普及に業界と協働で取り組んでいます。また、天然河川のイワナやアマゴを効率的に増やすため、より天然に近い種苗の放流技術や増殖効果の高い放流方法の研究にも取り組んでいます。



養殖化に成功したビワマス



マス類の放流効果調査

湖沼・河川の水質保全対策

●湖沼水質保全対策

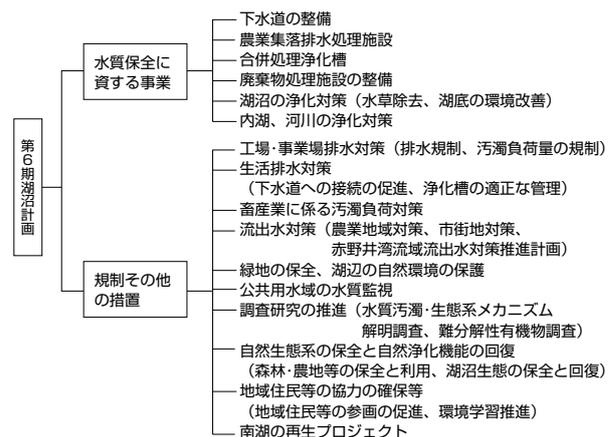
〈琵琶湖政策課〉

昭和59年(1984年)に「湖沼水質保全特別措置法」が制定され、同法に基づき、本県と京都府(京都市北部の一部地域が琵琶湖の集水域)は、昭和61年度から5年ごとに「湖沼水質保全計画」(以下「湖沼計画」)を策定して、水質保全施策に積極的に取り組んできました。

第6期湖沼計画では、これまで取り組んできた水質保全対策を継続するとともに、南湖における水草大量繁茂対策や、分解されにくい有機物(難分解性有機物)の湖内における生産の実態把握等を主要課題として、取組を進めています。

現在第6期湖沼計画の評価をおこなった上で、平成32年度までを計画期間とする第7期湖沼計画の策定を進めています。

◆湖沼水質保全計画の体系



◆第6期湖沼計画の水質目標値

(mg/l)

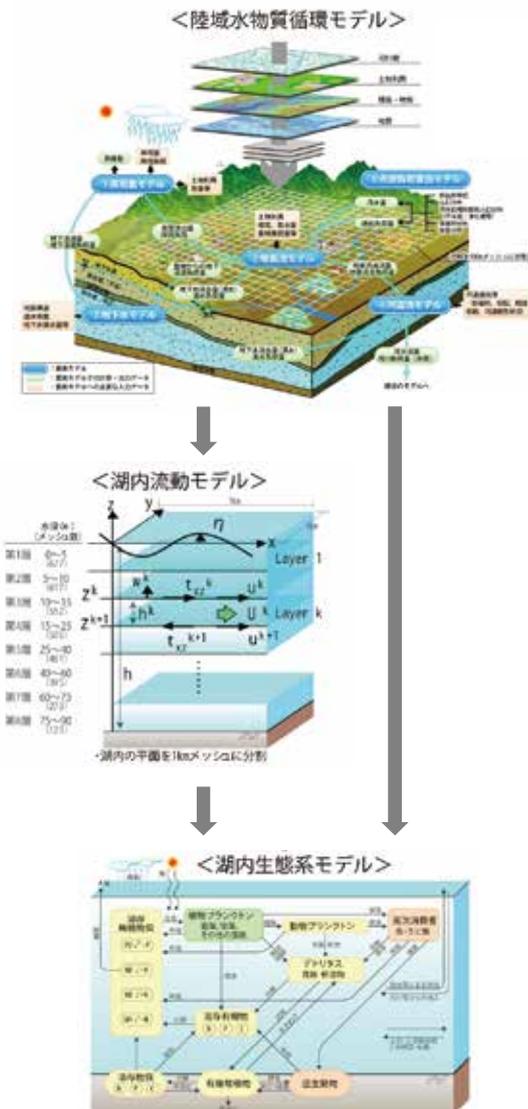
基準値		計画策定時 (平成22年度) 現況	現況 (平成27年度 環境基準点)	計画期間に 達成すべき目標 (平成27年度)		
				対策を講じ ない場合	対策を講じ た場合	
化学的酸素 要求量 (COD)	75%値	北湖	2.9	2.8	3.0	2.9
		南湖	5.0	4.6	5.8	5.0
	(参考) 平均値	北湖	2.6	2.5	2.6	2.6
		南湖	3.6	3.2	3.9	3.6
全窒素	年平均値	北湖	0.25	0.25	0.24	0.24
		南湖	0.28	0.24	0.28	0.26
全りん	年平均値	南湖	0.016	0.012	0.018	0.016

●「琵琶湖流域水物質循環モデル」の構築

〈琵琶湖政策課、琵琶湖環境科学研究センター〉

本県では、琵琶湖の水環境を保全するため多様な施策を実施しています。これらの施策の効果を評価するとともに、一層効果的な施策展開を図るためには、施策の展開に伴う琵琶湖や流域ごとの水量・水質の変化を精度良く予測するモデルが不可欠です。

このため、琵琶湖流域(陸域と湖内の双方を指す)を対象として、水や物質の循環の状況を把握し、水環境保全施策の効果を定量的に予測することが可能な「琵琶湖流域水物質循環モデル」を産官学連携により構築しました。自治体でこのような陸域と湖内を一体に捉え、維持管理できるモデルを持つのは、全国でも本県が初めてです。



●水質保全対策

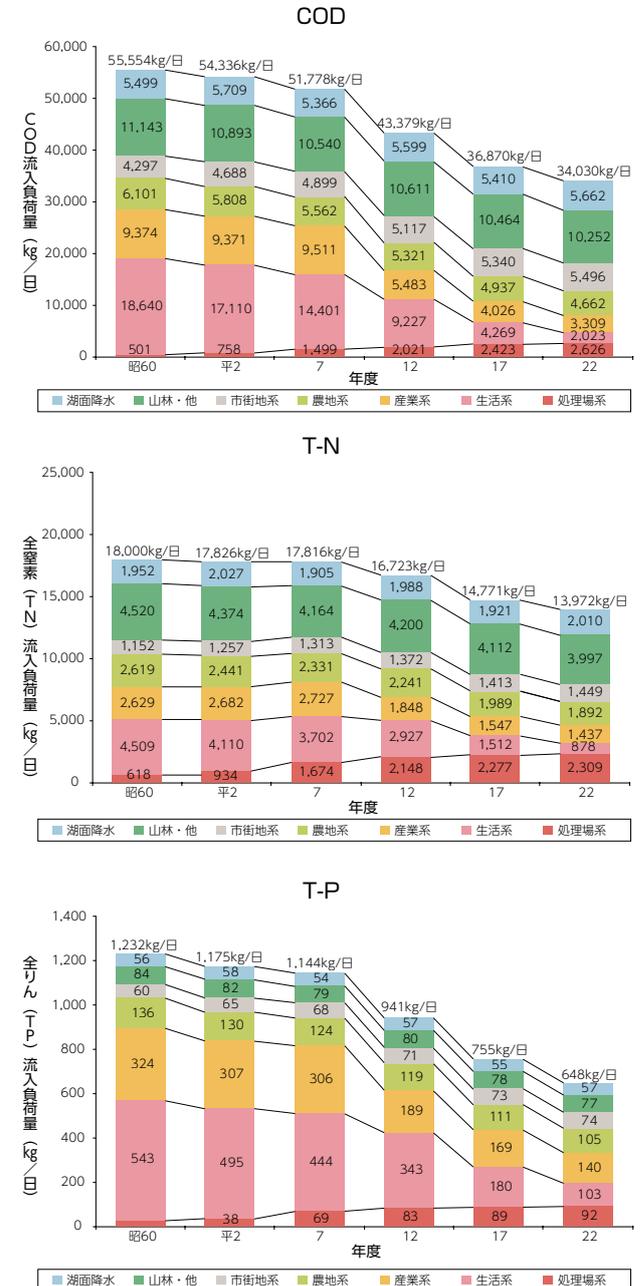
〈琵琶湖政策課〉

発生源別にみた琵琶湖に流入する負荷量は次のとおりです。これを見ると、COD、T-N、T-Pともに点源(発生源が特定される)の負荷量が減少していることがわかります。

琵琶湖の水質の向上を図るためには、これらの負荷の一層の削減が必要です。生活排水や工場・事業場排水など、いわゆる点源の対策による負荷削減が進むなかで、水質が顕著な改善傾向を示すに至っていない現状から、今後は農地や市街地などから流出する面源負荷(農業排水や雨水など発生源の特定が困難な負荷)対策の充実が重要となってきています。

このため、湖辺域のヨシ帯や内湖の保全再生などの自然浄化作用による水質保全対策や水源涵養など琵琶湖の水環境の健全性を総合的に捉えた対策を推進していくこととしています。

◆琵琶湖に流入する負荷量の経年変化



出典：第6期琵琶湖湖沼水質保全計画(平成23年度から27年度)策定資料

◆水質保全対策として、以下の規制などがあります。

.....産業系排水対策.....

- 国 ● 水質汚濁防止法制定(昭和45年(1970年))
- 県 ● 水質汚濁防止法上乗せ条例制定(昭和47年(1972年))
 - 法律より2~10倍厳しい基準を設定
- 滋賀県公害防止条例制定(昭和47年(1972年))
 - 横出し施設、横出し項目の規制
- 富栄養化防止条例制定(昭和54年(1979年))
 - 全国に先駆けた窒素・リンの排水規制
- 水質汚濁防止法上乗せ条例などの改正(平成8年(1996年))
 - 排水基準が適用される工場などを日平均排水量10m³以上まで裾下げ

.....家庭系排水対策.....

- 国 ● 水質汚濁防止法改正(平成2年(1990年))
- 浄化槽法改正(平成13年(2001年))
- 県 ● 富栄養化防止条例制定(昭和54年(1979年))
 - りんを含む家庭用合成洗剤の使用禁止など様々な対策を展開
- 県内全域を生活排水対策重点地域に指定(平成3年(1991年))
- 各市町で生活排水対策推進計画を策定
- 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例制定(みすすまし条例)(平成8年(1996年))
 - 合併処理浄化槽の設置義務づけ

.....農業系排水対策.....

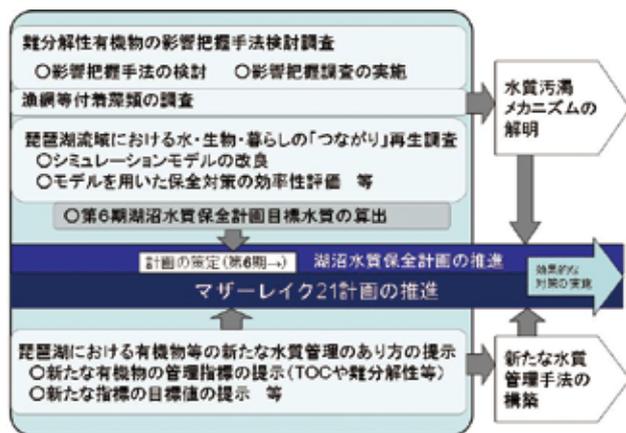
- 畜産・水産対策
 - 水質汚濁防止法上乗せ条例による排水規制
 - 湖沼法に基づく畜舎・水産養殖施設の構造・使用方法に関する基準など
- 農用地対策
 - 滋賀県環境こだわり農業推進条例制定(平成15年(2003年))
 - 化学肥料・化学農薬の削減や農業排水の適正管理など琵琶湖と共存する農業を展開
 - 施肥法の適正化、田面水管理の適正化などの徹底を図るなどの啓発活動

●新たな水質管理手法の構築

〈琵琶湖政策課、琵琶湖環境科学研究センター〉

これまで琵琶湖の水質保全のために様々な対策を実施していますが、有機物の環境基準項目であるCOD濃度は高止まり傾向にあります。一方、同じ有機物の指標であるBODは減少傾向にあり、この現象を解明するため、平成19年度から水質汚濁メカニズムの解明を進めてきた結果、CODだけでは琵琶湖の有機物の状況を的確に把握できないこと等が明らかになってきました。

これを踏まえ、今後は新たな有機物管理指標の導入など、新たな水質管理手法の構築を進めます。



●河川浄化事業の実施

〈流域政策局〉

河川浄化事業では、湖底に堆積した汚泥の除去(底質改善対策)や河川から琵琶湖へ流入する前に栄養塩類を除去(流入河川対策)することにより水質浄化を進めています。



底質改善対策(高濃度薄層浚渫)



流入河川対策(植生浄化)

※河川浄化事業実施箇所

赤野井湾、平湖・柳平湖、木浜内湖、西の湖

●特定水域に対する取組

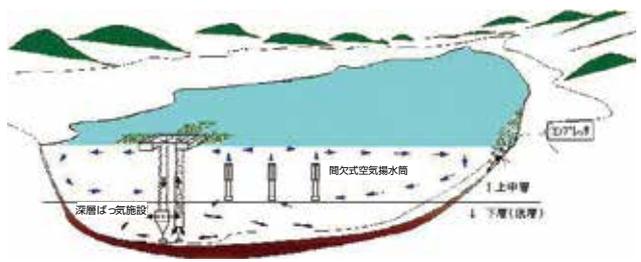
■余呉湖水質改善対策の推進

〈琵琶湖政策課、流域政策局水源地域対策室、湖北環境事務所、琵琶湖環境科学研究センター〉

本県北部にある余呉湖(面積1.97km²、最大水深13m)では、昭和50年代後半から富栄養化の進行に伴い、プランクトンが異常発生し、湖内全域にアオコ等が確認されてきました。

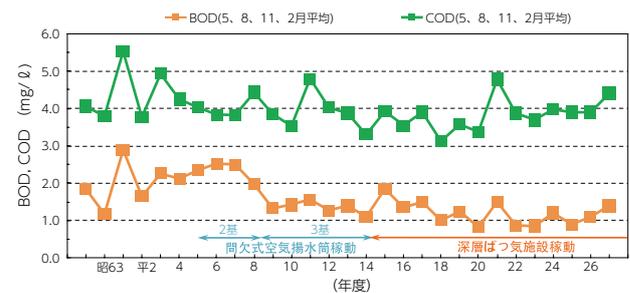
このため、植物プランクトンの増殖抑制と湖底からのリンの溶出抑制を図るため、間欠式空気揚水筒を平成5年度に設置しました。また、その後のアオコの発生状況を踏まえて、平成14年度から揚水筒に替え、深層ばっ気施設を設置したところ、アオコの発生は局所的には認められるものの、湖内全域での発生は確認されなくなりました。

◆間欠式空気揚水筒と深層ばっ気施設の概念図

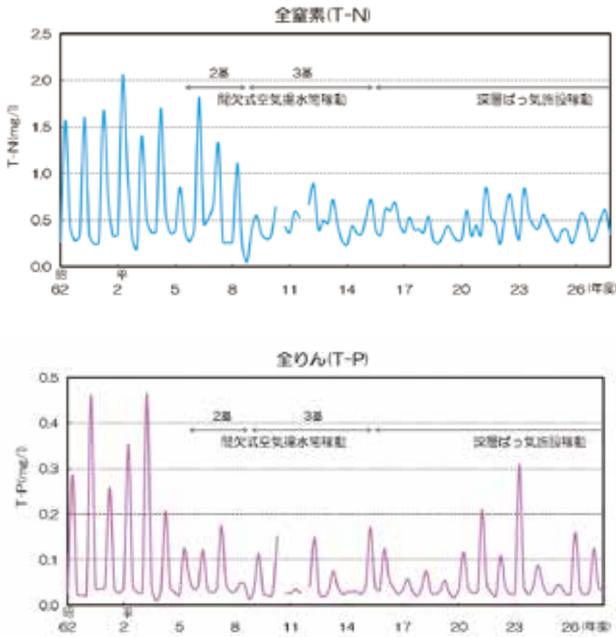


◆余呉湖 BOD・COD 経年変化

生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)



◆余呉湖底層の窒素・りん経年変化



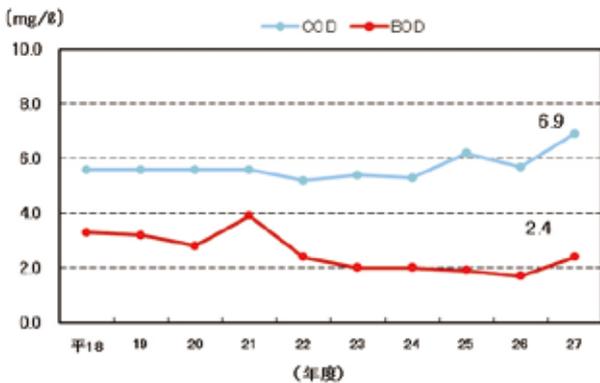
■西の湖の水質調査

〈琵琶湖政策課、東近江環境事務所、琵琶湖環境科学研究センター〉

琵琶湖の東岸中央部に位置する西の湖（面積2.85km²、最大水深3m）は2008年にラムサール条約に認定された琵琶湖最大の内湖です。しかし、昭和50年代以降にプランクトンの異常発生などの水質悪化が見られました。そこで本県では、水質の状態を把握し、水質保全対策の基礎資料を得るために昭和53年から継続的な水質調査を実施しています。

平成27年度の西の湖における水質調査の結果（年4回調査の平均値）、中央部ではBOD、CODともに昨年度よりも高い値でした。これまでの調査結果は、流域で実施されている西の湖の水質保全事業などに引き続き活用していきます。

◆西の湖 COD・BOD 経年変化



水源涵養対策の推進

●林地の保全

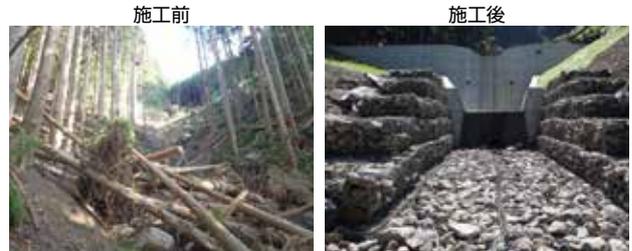
〈森林保全課〉

琵琶湖を取り巻く本県の森林は、その多様な機能の一つとして水源涵養機能（洪水緩和機能、水資源貯留・水量調節機能、水質浄化機能など）を発揮していますが、局地的豪雨による林地崩壊や間伐などの手入れ不足森林

の増加により、機能が低下した森林も存在しています。これらの森林の機能回復・向上について、治山事業では、水源地域の保安林における森林整備および山地保全のための事業を積極的に推進し、森林の持つ水源の涵養機能の充実強化を図っています。

■復旧治山事業

山地災害による被害の復旧や保安林の機能を維持強化するために、渓流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備を行っています。



（高島市朽木村井）

■水源森林再生対策事業

集落の生活用水などの確保上重要な水源地域などにおいて、国土の保全、良質な生活用水の確保のために、荒廃地、荒廃移行地などの復旧整備および荒廃森林などの整備を実施しています。



（米原市樽ヶ畑）

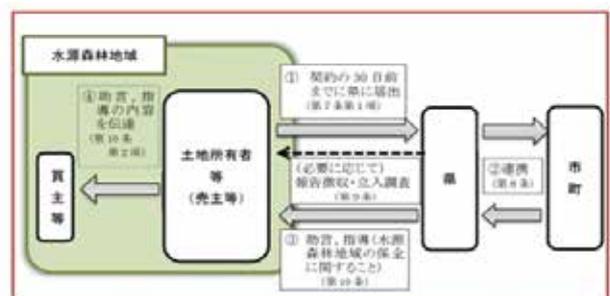
●水源森林地域の保全
（滋賀県水源森林地域全条例）

〈森林政策課、森林保全課〉

滋賀の森林は琵琶湖等の重要な水源であることから、「琵琶湖森林づくり条例」第12条に森林の水源涵養機能の維持および増進を図るために県が必要な措置を講ずることを規定し、その必要な措置として、平成27年3月に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定しました。

この条例では、森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために特に必要があると認める区域を「水源森林地域」として指定するとともに、その地域内の適正な土地利用の確保を図るために、土地の売買等の契約（贈与や地上権の設定契約なども含みます。）を締結しようとするときは、30日前までに土地の所在や利用目的等について、県に届出をしていただくことを定めています。

また、平成27年度から県内5カ所の森林整備事務所と支所に「水源林保全巡視員」を配置し、森林の被害状況の調査や林業関連施設の点検などを行い、水源林の巡視を強化しています。



滋賀県水源森林地域保全条例に基づく事前届出の流れ

● 農地の保全

〈農政課、耕地課、農村振興課〉

近年、農業従事者の減少や高齢化などにより、農地や農業用施設の適正な維持管理が困難になっているほか、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加するなど、耕作面積は減少傾向にあります。

これらの課題に向けては、農地の転用許可制度や農業振興地域制度により、優良農地が確保され、農地が効率的に利用されるよう調整を図っています。

また、農地は、農業水利施設が健全な姿で農業生産が安定的に行われることによって水源涵養等の多面的な機能を発揮するため、施設を適切に保全する必要があります。

このため、アセットマネジメント手法により計画的かつ効率的に農業水利施設の保全・更新対策を推進し、農業用水の安定的な供給を図っています。

また、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」により農地や農業用施設を保全する活動を支援し、中山間地域には直接支払制度の実施、棚田地域の保全対策等、耕作放棄地の解消に向けた取組を支援しています。

● 砂防事業の推進

〈砂防課〉

本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し殆どの河川が琵琶湖に流入しています。周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急であるうえに地質は風化花崗岩と古生層地帯で大部分が構成されています。

このため、山地には大崩壊箇所が点在し、下流には全国的にもまれなほど多くの天井川を形成しています。

本県では、強雨時の土壌流出などにより、保水機能や水質浄化機能が低下することを防ぐため、砂防事業の推進により、土壌層の安定化を図ります。



大山川支流えん堤(野洲市南櫻)

琵琶湖・淀川流域圏での取組

● 琵琶湖・淀川流域圏の連携交流の促進

■ 琵琶湖と淀川のつながり

〈琵琶湖政策課〉

琵琶湖・淀川流域圏は、上流には琵琶湖があり、中下流には我が国を有する人口・産業が集積している地域で、個性的な都市や地域が互いに補完しあいながら栄えてきました。

流域の関係者は、これまでから琵琶湖総合開発の実施や琵琶湖・淀川水質保全機構の設立といった先進的な施策を展開しながら連携を積み重ねてきました。

■ 琵琶湖・淀川流域ネットワーク

〈琵琶湖政策課〉

平成15年(2003年)3月に、滋賀、京都、大阪の琵琶湖・淀川流域で開催された「第3回世界水フォーラム」に

おいて、3府県知事と、大津、京都、大阪の3市長により「水でつながる琵琶湖・淀川から世界に向けて」と題する共同声明が発表されました。

その共同声明を受けて、平成16年(2004年)8月には、流域6府県が、流域の自治体、住民、NPO、企業、研究機関など多様な主体による水環境保全ネットワークの構築を目的として、「琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議」を立ち上げました。「琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議」は各府県の水環境保全に関する取組をまとめた「かわら版」の発行や琵琶湖・淀川流域水の作文コンクールなどを行っています。また、平成19年度以降、各府県の実務担当者がお互いの先進的・特徴的な取組に関する技術を学びあう「琵琶湖・淀川流域における水環境保全に関する技術交換会」を実施するなど、更なる水環境保全に向けた取組を進めています。

■ 琵琶湖に学ぶ小学生交流航海事業

〈教育委員会幼小中教育課〉

平成11年度から下流の京都府・大阪府の小学生と直接琵琶湖に触れて水環境を共に考え、学び合う活動を続けてきました。平成27年9月に「琵琶湖の保全と再生に関する法律」が制定され、「琵琶湖は国民的資産」と記されたことから、交流範囲を下流域以外の岐阜県・奈良県にも広げ、学習船「うみのこ」で交流活動を行い、体験を通して琵琶湖から学び、自然環境に対する認識を深め合う取組をはじめます。



● 琵琶湖・淀川流域圏の再生

〈琵琶湖政策課〉

■ 琵琶湖淀川流域圏再生構想

第3回世界水フォーラムで、本県から「琵琶湖淀川流域圏再生構想」を提案しました。この構想は、琵琶湖・淀川流域を、歴史・文化を活かし、自然と人間が共生する持続可能な活力ある流域圏として再生していこうというもので、「流域圏の水マネジメント機構の創設」や「構想を支えるための新しい仕組みづくり」までを視野に入れたものです。

■ 都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」

平成15年(2003年)11月、都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を進めることが決定され、平成17年(2005年)3月に「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が策定されました。

都市再生プロジェクトは、「都市」の魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することを目的として、関係省庁をはじめ官民の総力を傾注して進められる国家的プロジェクトです。

「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」では、①自然環境、②都市環境、③歴史・文化、④流域の連携、の4つの視

点から整理し、これらの課題に対して、「水でつなぐ”人・自然・文化”～琵琶湖・淀川流域圏～」を基本コンセプトとして、流域圏が一体となった取組を展開することとしています。

豊かな生物を育む「琵琶湖のゆりかご」ともいえる貴重な水域であり、流域圏全体に様々な恵みをもたらす南湖を再生するため、本計画に「南湖の再生プロジェクト」を位置づけ、関係機関との連携のもと、湖底環境の改善、沿岸域環境整備、在来魚介類資源の増大、流入負荷対策などに取り組んでいます。

調査・研究の推進と成果の活用

琵琶湖環境研究推進機構

〈環境政策課〉

琵琶湖の課題は、水質や生態系などの事象が影響し合って複雑化・多様化しており、個別の課題への対症療法的な対策だけでなく、分野横断による総合的な解決を図ることが重要です。

琵琶湖環境研究推進機構は、4つの行政部局と8つの試験研究機関が一堂に会し、関係機関が連携して、課題解決に向けた研究を進めるため設置しており、政策提言を目指して、最初のテーマ「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」に取り組んでいます。現在、「生物のつながり」の視点から、水質～プランクトン～魚介類の関係を、「水系のつながり」の視点から、森・川・里・湖における変化が及ぼす湖底の生息環境や河川の産卵環境への影響をそれぞれ調査するとともに、平成28年度からは、得られた知見を活かして砂浜の養浜事業の現場での調査を行っています。



琵琶湖環境科学研究センター

〈琵琶湖環境科学研究センター〉



琵琶湖環境科学研究センターは、琵琶湖と滋賀の環境が直面する環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、未知の現象を解明し、研究成果を総合的に解析して、政策提言を行います。



また、センターの知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援することで、地域への貢献を図っています。

さらに、国際的な視点からの研究活動・貢献を視野に、国際研究交流を進めています。

平成26年度から平成28年度は、第4期中期計画に基づき、「持続可能な滋賀社会の構築」、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」「環境リスク低減による安全・安心の確保」に向けて試験研究を推進しており、課題の発見・詳細な現象把握に努め、施策などへの提言を行います。

■試験研究の推進内容

- ◆公共用水域・生物環境・大気環境・水環境のモニタリングを行い、環境の変化や新たな課題の発見に努めます。
- ◆北湖の低酸素化やPM2.5等の大気汚染物質、化学物質の詳細把握に向けた調査解析を実施します。
- ◆琵琶湖環境研究推進機構で取り組んでいる「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた研究をはじめ、適切な森林管理や持続可能な滋賀社会のあり方などについて、総合的に研究を推進します。

琵琶湖博物館

〈琵琶湖博物館〉

琵琶湖博物館では、3つの研究領域について、総合研究、共同研究、専門研究などの研究プロジェクトを組み合わせ、研究活動を行っています。この研究活動は、博物館の活動基盤であり、その成果は博物館の展示、交流、情報発信活動に広く活かされています。また、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めながら、人々が地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう応援しています。

■研究領域

- ◆環境史研究領域：「湖と人間」との関わりが、歴史的にどのようにできあがってきたのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆生態系研究領域：「湖と人間」の関わりが、今どのようになっているのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆博物館学研究領域：「湖と人間」をテーマとする博物館はどうあるべきなのか』をテーマに研究調査を行っています。